共済組合から貸付けを受ける方へだんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。 あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額(平均返済月額)が 保険金として支払われます。

「だんしん」からの保険金 (貸付金残高相当額)





制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害 状態となられても…

病気やケガで長期休職と なられても…



「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済 されます

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額 (平均返済月額) が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間 就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高

「だんしん」 (団体信用生命探検

信點返落

支担保险



1,000万円の場合

特約保証料

保険金額(貸付金残高相当額) (10万円につき 月額15円)

 保障額

例

返済金額

返済金相当額 (平均返済月額) 60,000円の場合

毎月後240,000円 の場合 ポーナス集者120,000円 | の場合 早均返済月曜60,000円=|(40,000円×12)+(120,000円×2)| +12

保険料

保険金額(返済金相当額) (1万円につき 月額60円) 月額 360円

※保険料は毎年見直しを行うことから、 変更されることがあります。

補 償 額 <所定の就業障害の場合>

1カ月あたり保険金60,000円(返済金相当額)を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。